

ご利用される方へ

胎内市キャラクター（胎内市観光大使）・やらにゃんの利用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、『胎内市キャラクターやらにゃん』（以下「キャラクター」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（キャラクターに関する権利および、事務）

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、胎内検定実行委員会に属する。

この規程に関する事務は、胎内市観光協会（以下「協会」という）が行う。

（利用の申請）

第3条 キャラクターを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、市が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ協会の許諾を受けなければならない。

前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- （1）会社概要、申請者の事業がわかる資料
- （2）キャラクターの利用状況がわかるイメージ図などの見本
- （3）その他、協会が必要と認める書類

（利用の許諾）

第4条 協会は、前項の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該商品が市産品の推進や市のPRに寄与すると認めたときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という）をすることができる。

（許諾された場合に利用する事の出来るデザインは別紙の通りとする）

この場合において、協会は必要があると認める場合には、キャラクターの利用方法その他について、条件を付けることができる。

協会は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第3号）を申請者へ送付する。

（利用許諾の制限）

第5条 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、協会は許諾しないものとする。

協会は、許諾しない場合は利用不許諾通知書（別記様式第5号）を申請者へ送付する。

- （1）法令および、公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）市の信用または、品位を害するものと認められる場合
- （3）第三者の利害を害するものと認められる場合
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は、支援するおそれがあると認められる場合
- （5）風俗営業等の規制および、業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合および、これらの者に商品等を販売する場合
- （6）キャラクターの利用によって誤認または、混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (9) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないとして認められる場合
- (10) その他協会が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 別紙デザインを使用する限り、無料とする。

(地位の継承)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を継承することができる。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用すること
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真などを提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡または、転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝または広告に際して、許諾番号を、その商品或いは、包装、広告等に必ず明示すること

(許諾内容の変更)

第9条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を協会に提出し、協会の許諾を受けなければならない。

協会は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

(許諾の取消し等)

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の追加または、変更許諾があったときは、その追加または、変更後のもの。以下同じ）を取り消し、利用者に対し、利用物件などの回収等の措置を請求することができる。 利用者は、利用許諾を取り消され打場合、許諾取消の日から使用できないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他キャラクターの利用継続が不相当であると認められた場合

協会は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

協会は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告させまたは、調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第 11 条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について胎内市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 12 条 協会は、この規程による利用許諾の申請に要した費用および、利用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 13 条 協会は、キャラクターの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

利用者は、キャラクターを利用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

利用者はキャラクターの利用に際して故意または、過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 14 条 協会は、キャラクターの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクターの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から適用する。
2. 協会は、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講ずるものとする。

別記様式第1号の1

胎内市キャラクター（胎内市観光大使）やらにゃん 利用申請書（販売する商品（食品以外））

平成 年 月 日

胎内市観光協会 様

郵便番号 ー

住 所

商号または、名称

代表者職

代表者氏名

印

胎内市キャラクター（胎内市観光大使）やらにゃん を利用したいので下記の通り申請します。

記

<p>名称</p> <p>*商品名への「やらにゃん●●●」 の利用はできません。</p>			
<p>申請する商品の種類</p>	<p>種類</p>	<p>合計点数</p> <p>色違い・サイズも1点でかぞえる</p>	<p>合計 点</p>
<p>具体的な内容</p> <p>数量・サイズ・製造予定数・製造場所・ 販売価格・販売価格を詳しく記載して ください。</p>			
<p>販売場所</p> <p>○を番号につけ場所を詳しく記載して 下さい。</p>	<p>1 胎内市内</p>	<p>2 胎内市外（新潟県内）</p>	<p>3 新潟県外 （海外含む）</p>
<p>利用期間（2年以内）</p>	<p>平成 年 月 日 から</p>	<p>平成 年 月 日</p>	
<p>連絡先</p>	<p>担当者名：</p> <p>電話番号：</p> <p>F A X ：</p> <p>E - m a i l ։ @</p>		

添付書類

- (1) 利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）個人場合はプロフィール

別記様式第1号の2

胎内市キャラクター（胎内市観光大使）やらにゃん 利用申請書（販売する食品）

平成 年 月 日

胎内市観光協会 様

郵便番号 ー

住 所

商号または、名称

代表者職

代表者氏名

印

胎内市キャラクター（胎内市観光大使）やらにゃん を利用したいので下記の通り申請します。

記

<p>名称</p> <p>*商品名への「やらにゃん●●●」 の利用はできません。</p>			
<p>添付書類の有無</p> <p>添付したもののすべてのに○</p>	<p>・ 営業許可証 なし</p>	<p>・ 製造許可証 (保健所の許可証等が必要ない食品 の場合)</p>	<p>・ 販売先一覧</p>
<p>加工食品の製造場所</p>	1 胎内市内	2 胎内市外（県内）	3 新潟県外
<p>申請する商品の種類</p>	<p>種類</p>	<p>合計点数 色違い・サイズも1点でかぞえる</p>	<p>合計 点</p>
<p>具体的な内容</p> <p>製造予定数・販売価格・販売価格を 詳しく記載してください。</p>			
<p>販売場所</p> <p>○を番号につけ場所を詳しく記載して 下さい。</p>	1 胎内市内	2 胎内市外（新潟県内）	3 新潟県外 (海外含む)
<p>利用期間（2年以内）</p>	平成 年 月 日 から		平成 年 月 日
<p>連絡先</p>	<p>担当者名：</p> <p>電話番号：</p> <p>F A X ：</p> <p>E - m a i l ； @</p>		

添付書類

- (1) 利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）個人場合はプロフィール

別記様式第1号の3

胎内市キャラクター（胎内市観光大使）やらにゃん 利用申請書（商品以外）

平成 年 月 日

胎内市観光協会 様

郵便番号 ー

住 所

商号または、名称

代表者職

代表者氏名

印

胎内市キャラクター（胎内市観光大使）やらにゃん を利用したいので下記の通り申請します。

記

名称	
<p>使用区分</p> <p>該当する番号に○を付けてください。</p>	<p>1 印刷物（チラシ ・新聞広告・パンフレット ・名刺等）</p> <p>2 看板・店舗壁面 ・商品POP等</p> <p>3 WEB上の使用</p> <p>4 販促用の景品</p> <p>5 その他</p>
<p>具体的な内容</p> <p>配布数量・サイズ・配布場所・広告回数等、詳しく記載してください。</p>	
<p>利用期間（2年以内）</p>	<p>平成 年 月 日 から 平成 年 月 日</p>
<p>連絡先</p>	<p>担当者名：</p> <p>電話番号：</p> <p>FAX：</p> <p>E-mail： @</p>

添付書類

- (1) 利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）個人場合はプロフィール

別記様式第2号

胎内市キャラクター（胎内市観光大使）やらにゃん 利用許諾内容変更申請書

平成 年 月 日

胎内市観光協会 様

郵便番号 ー

住 所

商号または、名称

代表者職

代表者氏名

印

年 月 日付け許諾第_____号で許諾を受けた胎内市キャラクター（胎内市観光大使）やらにゃん の利用について、次の通り内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容 (全てお書きください)	変更する内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)
名称 *商品名への「やらにゃん●●●」 の利用はできません。		
大きさ・デザイン・形など の変更		
数量・販売先・その他 の変更		
追加する点数		点
利用期間（2年以内）		
担当者 氏名 電話番号		

添付書類

- (1) 利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）個人場合はプロフィール